

令和5年度
DXによる観光データ活用等支援事業

募集要領

令和5年6月

東京都産業労働局

【目次】

| | |
|-----------------------------|----|
| I 事業背景・目的 | 1 |
| II 支援内容 | 2 |
| III 応募資格 | 3 |
| 1. 支援対象 | 3 |
| 2. 支援対象期間 | 3 |
| 3. 本事業にかかる経費について | 3 |
| 4. 留意事項 | 3 |
| IV 事業の流れ・スケジュール | 4 |
| 1. 応募スケジュール | 4 |
| 2. 支援決定後のスケジュール(イメージ) | 4 |
| V 応募方法 | 5 |
| 1. 応募申請書類 | 5 |
| 2. 応募申請書類提出先 | 5 |
| 3. 応募申請書類の提出方法 | 5 |
| 4. 応募代表組織について | 5 |
| 5. 応募申請書類の記載内容 | 5 |
| 6. 応募期限 | 6 |
| 7. 応募する際の留意点 | 6 |
| 8. 応募に関する質問 | 6 |
| VI 支援グループの選定 | 7 |
| 1. 応募内容の確認 | 7 |
| 2. 選定グループ数 | 7 |
| 3. 選定基準 | 7 |
| 4. 審査結果の通知 | 7 |
| 【Q&A】 | 8 |
| 【支援イメージ】 | 10 |

I 事業背景・目的

【背景】

各産業でデジタル技術を活用した新たな領域への事業拡大やビジネスモデルの転換が図られている中、観光分野においてもデータ活用等の重要性が高まっています。特に、観光地が抱える課題の解決のためには、経験や勘のみに頼った対応では不十分であり、地域で行政・観光協会・観光関連事業者等が連携して来訪した観光客に関する様々なデータの取得・分析を行い、観光客の実態やニーズを捉えた適切な施策を打ち出していくことが重要です。また、施策実施後には客観的なデータに基づいて振り返りを行い、改善策の立案・実施につなげることが、より良い観光施策実施のために有効と考えられます。

一方、現在はデジタルマーケティングの普及等により、観光客の行動等を把握することに役立つ様々なデータが取得可能である反面、データの種類や活用方法が多岐に渡ることから、解決したい観光課題に対して必要となるデータを適切に選択し、分析・活用していくことは困難であるといえます。また、施策の実施後、必ずしも効果検証が十分に行われず、より良い施策の立案・実施につながっていない現状があると考えられます。

【目的】

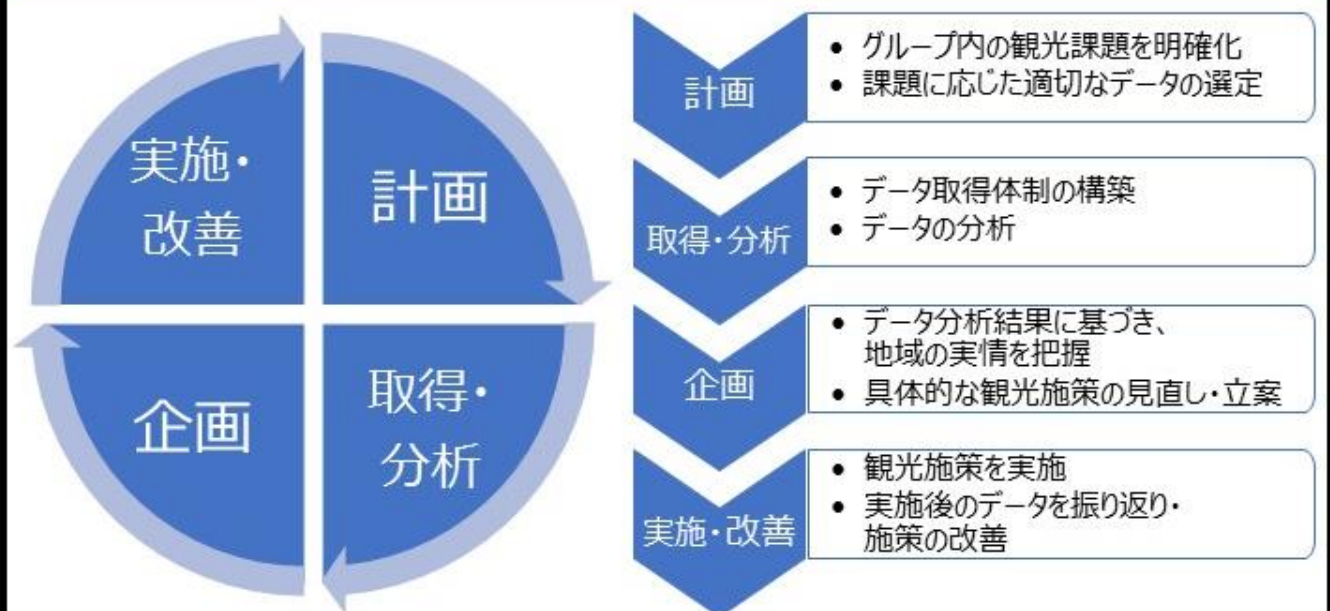
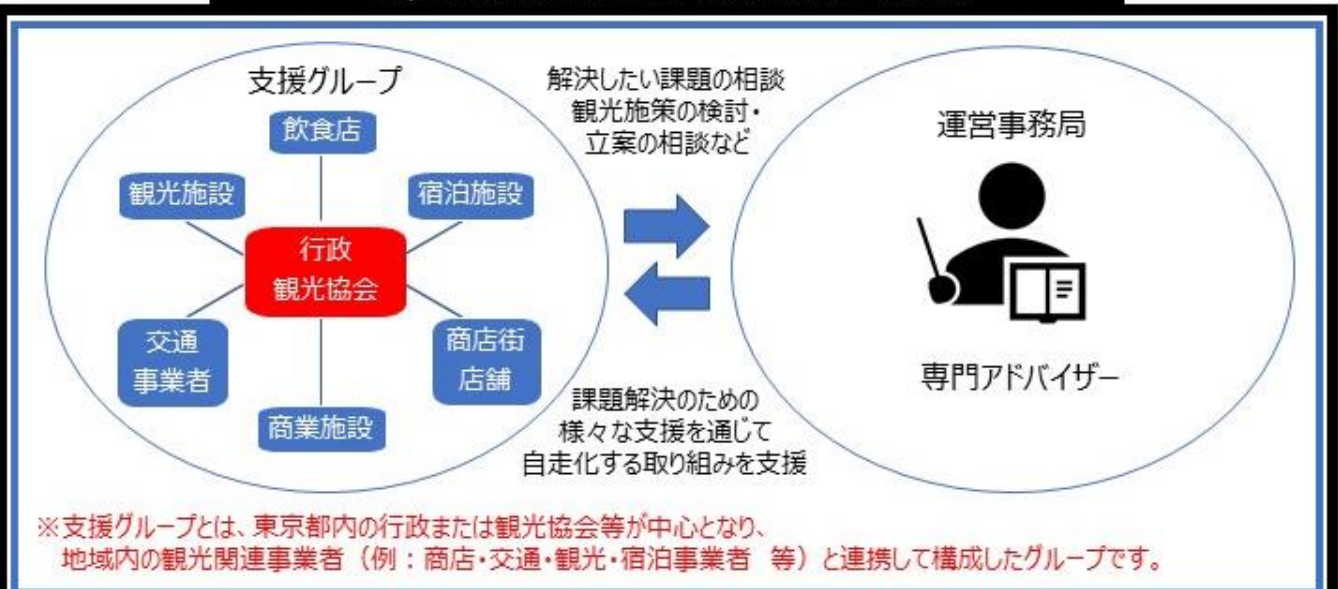
DXによる観光データ活用等支援事業（以下、「本事業」という。）では、地域単位で抱える観光の課題に対して、データを活用しながら解決を図る取組について支援を実施します。地域の観光課題を更に明確化するとともに、その改善に必要なデータの取得・分析・活用・施策改善までのサイクルを自立的・持続的に行える体制を構築し、観光地における回遊性の向上や消費拡大等の実現を目指してまいります。

あわせて、東京都全体で観光分野におけるデータ利活用が普及することを目指し、本事業の成果を広く発信いたします。

II 支援内容

本事業で採択された支援グループに対しては、地域単位で抱える観光の課題に対してデータを活用しながら解決を図る取組について支援を実施します。支援の内容は以下の通りです。

伴走支援の体制と支援の全体像



データを活用し地域単位で抱える観光課題の解決と自立的・持続的に進める体制の構築を支援

回遊性の向上や消費拡大等の実現、データ利活用の普及を目指す

III 応募資格

1. 支援対象

支援対象は、以下に該当するグループ（以下、「支援グループ」という。）とします。

東京都内の行政または観光協会等が中心となり、地域内の観光関連事業者（例：商店・交通・観光・宿泊事業者 等）と連携して構成したグループであること。

2. 支援対象期間

支援決定日から令和7年3月31日まで

3. 本事業にかかる経費について

下記（1）～（3）にかかる経費については運営事務局にて負担いたします。

- （1）課題に応じた適切なデータの収集（運営事務局が必要と判断したデータの購入も含む）
- （2）運営事務局が必要と判断した新たなシステムの構築・運用
- （3）運営事務局のアドバイザーによる伴走支援（※）に係る費用
※観光課題の明確化、施策の企画立案、施策実施後の振り返り、改善策の立案等
ただし、支援グループにおいて実施する施策（イベント、プロモーション等）の実施に係る費用については、支援グループの負担となります。

なお、本事業による支援は令和6年度末をもって終了いたします。

本事業で収集したデータや構築したシステムについて、令和7年度以降も引き続き経費（利用料、運用保守経費等）が発生する場合は、令和7年度以降は支援グループの負担となります。

4. 留意事項

応募にあたり、下記（1）～（2）についてあらかじめご承知おきください。

- （1）東京都は必要に応じ、事業の成果を東京都ホームページ等で公表いたします。その他、東京都が実施する事業成果発信にご協力をお願いする場合があります。
- （2）本事業における支援終了後も、東京都が関連調査・ヒアリング等を行う際にはご協力をお願いいたします。

IV 事業の流れ・スケジュール

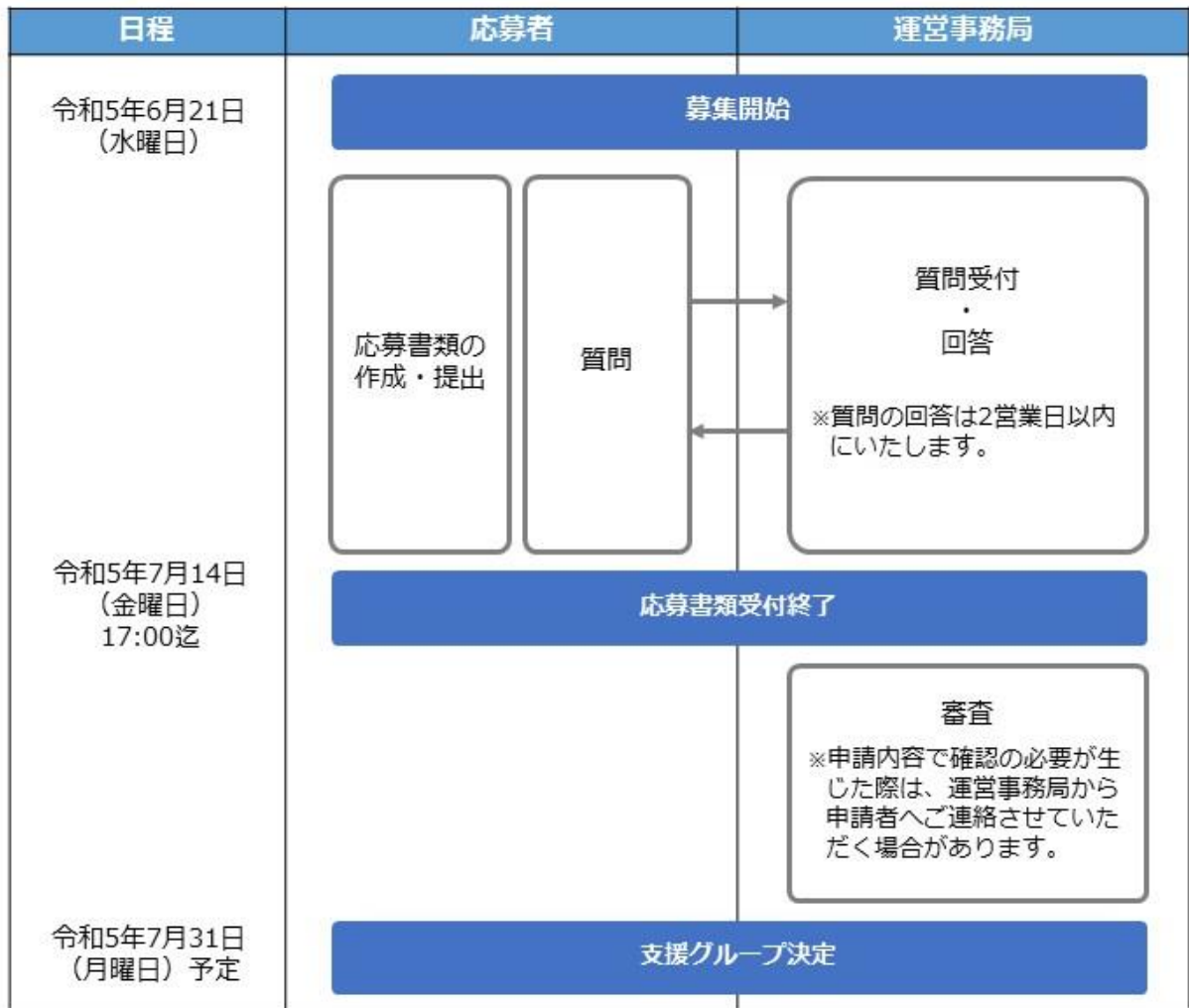
1. 応募スケジュール

(1) 募集期間

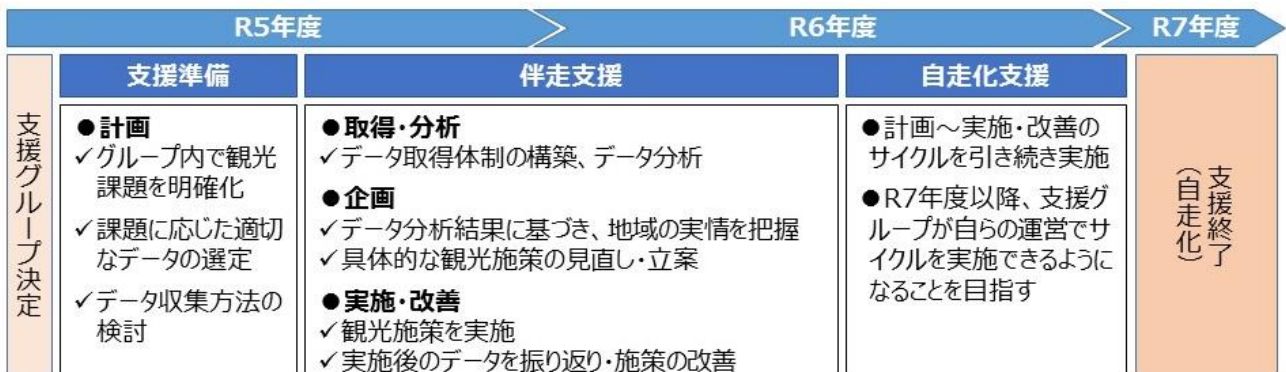
令和5年6月21日（水曜日）～令和5年7月14日（金曜日）17時

(2) 支援決定通知

令和5年7月31日（月曜日）※予定



2. 支援決定後のスケジュール（イメージ）



V 応募方法

1. 応募申請書類

下記の書類を作成のうえ、メールに添付しご送付ください。

- ・「DXによる観光データ活用等支援事業」応募申請書
- ・支援グループ構成事業者の概要がわかる書類（パンフレットなど）

2. 応募申請書類提出先

提出先：「DXによる観光データ活用等支援事業」事務局
（株式会社JTB 東京交流創造事業室 内）

メールアドレス：tokyo.kankou-dx@jtb.com

3. 応募申請書類の提出方法

原則、電子メールによる提出とします。

メールの件名は「『DXによる観光データ活用等支援事業』の応募（代表者名）」と記載してください。

4. 応募代表組織について

支援グループの中心となる、行政・観光協会等を応募代表組織としてご応募ください。

5. 応募申請書類の記載内容

(1) 支援グループの構成

支援グループの概要、応募代表組織及び応募時点で想定される支援グループ構成事業者について記載してください。あわせて、支援グループ構成事業者の選定理由と、あれば過去の連携・協力実績について記載してください。

※支援グループ構成事業者について、応募時点では正式な合意の有無は問いません。

(2) 応募に至った背景

本事業へ応募した背景について具体的に記載してください。

（観光を取り巻く環境の変化、観光ニーズに対する観光施策の乖離など、応募背景となった状況を詳細に記載してください。）

(3) 地域の特色

地域の観光における強みや課題点など、観光地としての現状について可能な限り具体的に記載してください。

（例：観光課題の解決に向けて、地域で活かせる観光資源の強みや、弱みなど）

(4) これまでの観光関連データ取得・分析に関する取り組み

これまで地域で行ってきた観光関連データ取得・分析に関する取り組みについて、具体的に記載してください。

（どのようなデータを取得してきたか、また、分析によって得られた結果などがあれば、具体的に記載してください。なお、観光関連データ取得・分析に関して、他の補助制度等の活用実績もあれば、記載してください。）

(5) 本事業により解決したい観光課題と解決後に目指す姿

本事業を通じて、データを活用して解決したいと考える観光課題等を記載してください。
(申請時点で想定される課題を記載してください。データを活用して解決したいと考える課題が複数ある場合は、全て記載いただいても構いません。)

(6) 課題解決に取り組むにあたっての懸念事項等

地域で想定されている懸念事項等を記載してください。

(例：人材面・財政面・地域内での合意形成・データの不備など)

6. 応募期限

令和5年7月14日(金曜日) 17時まで

7. 応募する際の留意点

- ・ 応募申請書類受領後、運営事務局よりメールにて受領連絡をいたします。
- ・ 提出後2営業日以内にメールでの連絡がない場合には、お手数ですが運営事務局へお問い合わせください。
- ・ 電子メールでの送受信が難しい場合は、表紙に記載の問合せ先へご連絡ください。

8. 応募に関する質問

(1) 質問の受付方法

- ・ 応募に関する質問は、原則、電子メールでの受付とします。

(2) 宛先

- ・ 宛先：「DXによる観光データ活用等支援事業」事務局
(株式会社JTB 東京交流創造事業室 内)
- ・ メールアドレス：tokyo.kankou-dx@jtb.com

(3) 質問の回答方法

- ・ 原則、質問を送付いただいた電子メールに返信をする形で回答いたします。
- ・ 質問は2営業日以内にご回答いたします。2営業日以内に回答がない場合には、お手数ですが運営事務局へお問い合わせください。

VI 支援グループの選定

応募申請書類に基づき、審査を経て支援グループを決定いたします。

1. 応募内容の確認

審査・確認：令和5年7月14日（金曜日）～7月28日（金曜日）予定

※申請内容に確認の必要が生じた際は、運営事務局から申請者へ連絡させていただく場合があります。

2. 選定グループ数

審査を経た上で、支援グループを3グループ程度（予定）選定します。

3. 選定基準

支援グループの選定にあたっては、以下の選定基準に基づき審査を実施します。

(1)事業目的との整合性

- ・応募理由が、本事業の目的と合致しているか
- ・応募内容に記載されている観光課題が本事業で解決しうる内容であるか

(2)実施に向けた意欲

- ・支援を通じて観光課題を明確化し、課題を解決していくための高い意欲を持っているか
- ・事業終了後も主体的・継続的にデータ利活用に取り組んでいく意欲がみられるか

(3)事業実施体制

- ・地域内で課題を共有し、課題解決に適した観光関連事業者と連携することができるか

(4)他地域への波及性

- ・データ利活用のモデルケースとして、都内の他地域に対して波及できる可能性があるか

4. 審査結果の通知

通知日：令和5年7月31日（月曜日）予定

審査結果については、すべての応募グループの代表組織に対して通知いたします。

※審査結果・経過に関するお問合せには対応いたしかねます。予めご了承ください。

【Q&A】

Q1 本事業で連携する観光関連事業者について、参加条件等がありますか。

A1 原則として東京都内で営業している観光関連事業者であれば連携対象となりますが、以下に掲げる者は連携対象とすることはできません。

- ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で応募する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者
- ③ 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業等、東京都又は東京都政策連携団体として適切ではないと判断する業態に類する者
- ④ 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けている者（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- ⑤ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ⑥ 東京都・東京都政策連携団体・国・道府県・区市町村等から法令違反等不正の事故を起こした者
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ⑨ その他、運営事務局が適切でないと判断するもの

Q2 応募代表組織となる行政・観光協会等について、具体的にはどのような組織・団体が対象となりますか。

A2 行政では、各区市町村の役所や役場が対象となります。観光協会等は、原則、各区市町村における観光協会や観光連盟、観光コンベンション協会、DMOが対象となります。不明点等があれば運営事務局へお問合せください。

Q3 支援グループの負担となる経費を教えてください。

A3 本事業では、データの取得やシステムの開発など、データの利活用に関連する環境整備に係る経費は運営事務局で負担いたしますが、以下のような経費は支援グループで直接負担いただくこととなります。

- ① 補助事業に関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費
- ② 本事業における地域グループの施策実施に必要な経費
- ③ その他、運営事務局が適当でないと認める経費

不明点等があれば運営事務局へお問合せください。

Q4 施策を実施する予算は、支援グループにおいて確保する必要がありますか。

A4 はい。A3で示すとおり、施策（イベント、プロモーション他）実施に必要な経費は運営事務局では負担しませんので、支援グループにおいて必要な経費の確保をお願いいたします。ただし、施策の内容や規模は、データ分析によって得られた結果を踏まえて、アドバイザーとともに検討しますので、必ずしも大規模な施策の実施を求めるものではありません。

Q5 申請時に、活用可能と思われるデータを保有していなくても、申請ができますか。

A5 はい。観光関連事業者等との連携によるデータ取得や、オープンデータ等からのデータ取得など、課題解決に最適なデータの選定・取得を支援いたします。

Q6 採択後、データの選定や取得はどのように行いますか。

A6 支援グループにおける観光課題の明確化の後、運営事務局から課題解決に最適なデータをご提案いたします。また、オープンデータ等の無償で利用できるデータ以外で必要性が認められるデータについては、協議の上、運営事務局が購入し提供できる可能性もございます。

Q7 アドバイザーには、地域の協議会等での同席や助言等もしていただけますか。

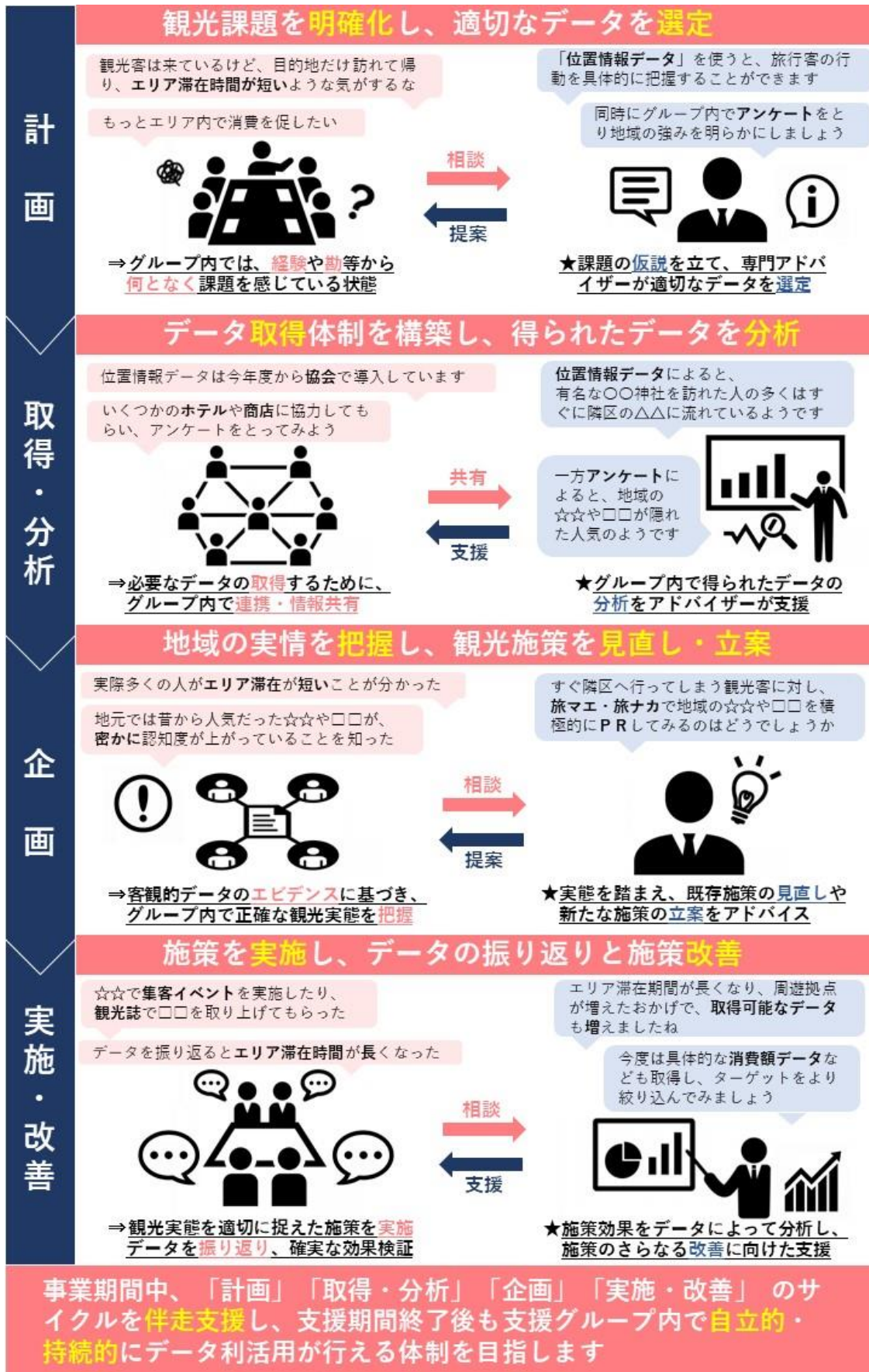
A7 運営事務局と協議の上、本事業において実施する施策に関連し、かつ必要性が認められる場合、会議での同席や助言等についても支援させていただく場合がございます。

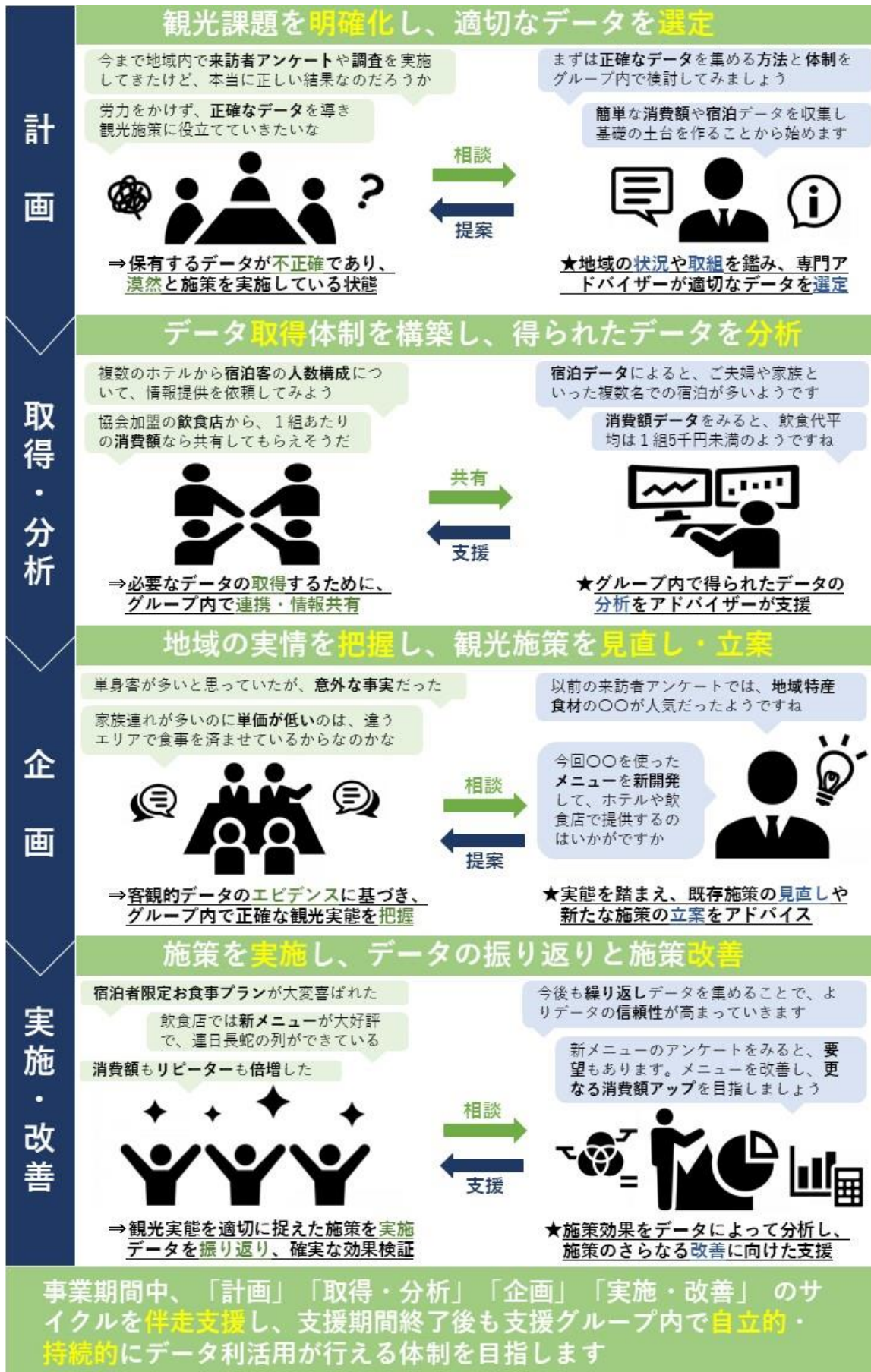
Q8 地域グループの構成に当たり、区市町村を跨いだ広域連携は可能ですか。

A8 地域グループの構成に当たり、区市町村を跨いだ広域連携も可能です。ただし、今回の事業では支援を通じて事業終了後もデータを活用しながら課題を自律的・持続的に解決する取組や体制を構築することを目指しております。この事業趣旨を念頭にご検討をお願いいたします。

【支援イメージ】

<ケース①>





■ 問合せ先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 1 階

株式会社 JTB ビジネスソリューション事業本部

東京中央支店 東京交流創造事業室 内

「DX による観光データ活用等支援事業」事務局

メールアドレス：tokyo.kankou-dx@jtb.com

TEL： 03-5539-5248

営業時間： 平日 9 時 30 分～17 時 30 分

※本事業は、株式会社 J T B が東京都から受託し、運営しています。